家畜人工授精師養成講習会開催要領

平成18年7月10日18農生第426号農政部長通知

(一部改正 平成25年5月2日)

(一部改正 平成28年5月10日)

(一部改正 平成29年3月29日)

(一部改正 令和2年3月11日)

(一部改正 令和3年3月17日)

第1(目的)

畜産振興の基礎をなす家畜の改良増殖を計画的に推進するため、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に基づいて行う家畜人工授精師養成講習会において、家畜人工授精に関する体系的技術・知識を習得させ、畜産振興の技術的中核者となる家畜人工授精師を養成することを目的とする。

第2 (開催回数)

開催回数は、家畜人工授精講習会においては原則1年に1回、家畜体内受精卵移植講習会においては 原則2年に1回開催する。

第3 (開催期間及び期日)

開催期間はおおむね1ヶ月以内とし、開催期日については別に定めるものとする。

第4 (開催場所)

開催場所は、原則として畜産試験場で行う。

第5 (家畜の種類及び受講人員等)

- 1 家畜人工授精講習会
 - 家畜の種類は「牛」とし、受講人員は原則としておおむね20名以内とする。
- 2 家畜体内受精卵移植講習会

家畜の種類は「牛」とし、受講人員は原則としておおむね5名以内とする。

なお、受講者は、牛の家畜人工授精に関する養成講習会の修業試験に合格している者に限る。

第6 (講習科目及び時間)

講習科目及び時間は、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第23条により次のとおりとする。

1 家畜人工授精講習会

(1) 学科

	科 目	時間
	畜産概論	4
ńЛ	家畜の栄養	3
般	家畜の飼養管理	3
科	家畜の育種	7
目	関係法規	5

	科目	時間
	生殖器解剖	5
専	繁殖生理(神経・内分泌及び雌繁殖生理)	1 3
門	精子生理(雄繁殖生理)	7
科	種付けの理論 (妊娠と分娩)	4
目	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の	1 7
	保存	

(2) 実習

科 目	時間
家畜の飼養管理	4
家畜の審査	7
生殖器解剖	4
発情鑑定	6
精液精子検査法	8
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	4 5

2 家畜体内受精卵移植講習会

(1) 学科

(2) 実習

	科目	時間
専	体内受精卵移植概論	8
門	受精卵の生理及び形態	1 6
科	体内受精卵の処理及び保存	1 6
目	受精卵の移植	8

科目	時間
体内受精卵の処理及び保存	5 0
受精卵の移植	2 6

第7 (講師)

講師は、原則として県畜産関係の県職員があたるものとし、必要に応じて講師を招聘する。

第8 (受講の手続き)

受講希望者は、次の書類を住所地を所轄する地域振興局を経由して知事に提出するものとする。ただし、農業大学校の学生については、大学校を経由するものとする。

- 1 家畜人工授精講習会
 - (1) 受講申込書

別記様式第1号の1

- (2) 学科科目取得証明書 別記様式第2号
- (3) 略歴書

別記様式第3号

本籍地(都道府県名のみ)、住所地、生年月日、最終卒業年次及び職歴等を記載し、申込前6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽、正面向き、無背景の写真を貼付したもの(縦4cm×横3cm)

- (4) 所属長等の推薦書(別記様式第4号、ただし農業大学校の学生は不要。)
- 2 家畜体内受精卵移植講習会
 - (1) 受講申込書

別記様式第1号の2

- (2) 牛の家畜人工授精師免許証の写又は牛の家畜人工授精講習会修業試験の合格証明書の写し 別記様式第2号の2
- (3) 略歴書

別記様式第3号

本籍地(都道府県名のみ)、住所地、生年月日、最終卒業年次及び職歴等を記載し、申込前6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽、正面向き、無背景の写真を貼付したもの(縦4cm×横3cm)

(4) 所属長等の推薦書 (別記様式第4号)

第9 (受講申請)

受講申請書の提出期限は、知事が別に定める。

第10 (受講者の決定)

第8の受講申請に基づき、審査の上受講することが適当と認められるものについては、受講証をもって通知する。

第 11 (受講料)

家畜人工授精講習会の受講料は50,000円とし、家畜体内受精卵移植講習会の受講料は72,00円とする。なお、受講料の徴収は、第8で定める受講申請書を受理した後に知事が発行する納入通知書により行うものとする。

第12 (修業試験の実施)

1 家畜人工授精講習会

第6の1で定めた科目を受講し、かつ、その受講時間数が、家畜改良増殖法施行規則第24条第2項に規定する受講時間数に達した者は、修業試験を受験することができる。(ただし、第8の1(2)の学科目取得証明書を提出した者にあっては、当該科目についての学科試験を免除する。)

2 家畜体内受精卵移植講習会

第6の2で定めた科目を受講し、かつ、その受講時間数が、第6の2の(1)にあっては39時間、及び第6の2の(2)にあっては、61時間に達した者は修業試験を受験することができる。

第13(合格基準)

修業試験の合格基準は、100点満点で全科目平均60点以上とする。ただし、次の者は不合格とする。

- 1 50点未満の科目が2科目以上ある者。
- 2 40点以下の科目がある者。

第14(その他)

この要領で定めるもののほか、この講習会の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

家畜人工授精講習会受講申請書

長野県知事 殿

住	所	
氏	名	

令和 年度に開催される家畜人工授精講習会を受講したいので、関係書類を添え申請 します。

- 1 講習会の区分牛 家畜人工授精
- 2 受講申請の理由

※備 考

農業大学校の学生以外の者は、所属長等の推薦書(別記様式第4号)を添付すること。

家畜体内受精卵移植講習会受講申請書

長野県知事 殿

住	所	
氏	名	

令和 年度に開催される家畜体内受精卵移植講習会を受講したいので、関係書類を添え申請します。

- 1 講習会の区分牛 家畜体内受精卵移植
- 2 受講申請の理由

※備 考

所属長等の推薦書(別記様式第4号)を添付すること。

家畜人工授精講習会受講及び修業試験の免除申請書

長野県知事 殿

住 所

氏 名

令和 年度に開講される家畜人工授精師講習会において、家畜改良増殖法施行規則第24条の2第6項の規定により、大学等において修得した免除対象科目について受講及び修業試験の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(大学等において免除対象科目を修めたことを証する書面を添付)

家畜人工授精講習会受講及び修業試験の免除申請書

長野県知事 殿

住 所

氏 名

令和 年度に開講される家畜人工授精師講習会において、家畜改良増殖法施行規則第24条の2第7項の規定により、家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者の免除対象科目について受講及び修業試験の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(人工授精師養成講習会の修業試験に合格していることを証する書面を添付)

略歴書

氏名	
住所	
本籍地	
生年月日	
学歴等	
年月	学 歴 等

写真貼付欄(6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽、正面向き、無背景の写真を貼付)

縦 4 cm × 横 3 cm

推薦書

令和 年 月 日

長野県知事 殿

推薦者住所

推薦者氏名(法人にあっては代表者名)

令和 年度家畜人工授精師養成講習会の受講者として下記の者を推薦します。

記

- 1 氏 名
- 2 所属及び職名
- 3 推薦理由